

① 基本構想<2021年度(令和3年度)～2030年度(令和12年度)の10年間>

基本構想は、基本計画と実施計画の基礎となり、赤穂市の目指す「将来像」と「基本的な方向性」を定めたものです。

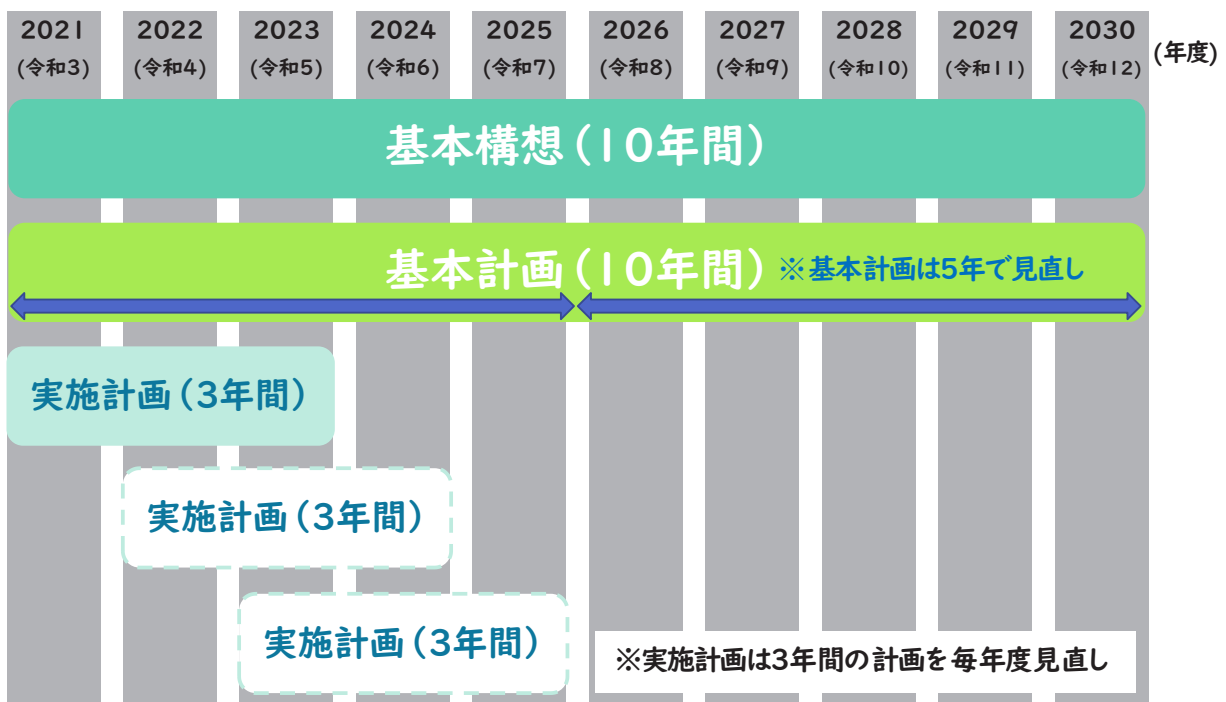
② 基本計画<2021年度(令和3年度)～2030年度(令和12年度)の10年間>

基本計画は、基本構想で定めた「将来像」と「基本的な方向性」を具体化するために、施策の基本的な方針と進め方を体系的に定めたものです。社会潮流や事業の進捗状況等を勘案し、必要に応じた見直しを行います。

③ 実施計画<3年間>※毎年度見直し

実施計画は、基本計画で定めた施策を実施するため、具体的な事業手法や財源等を明らかにしたものです。

4 計画の期間



5 関連個別計画との関係

本計画は、市政運営における最上位の計画となることから、それぞれの部署において策定している個別計画の内容をおおむね網羅する計画となっています。基本的には、本計画を市の方針として位置づけ、各個別計画において詳細な内容を定めることにより、一体的に事業を実施していきます。